

北上地区消防組合消防本部訓令第1号

消防機関

北上地区消防組合消防本部火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月3日

北上地区消防組合消防本部
消防長 菊池 洋幸

北上地区消防組合消防本部火災調査規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防本部火災調査規程（平成21年北上地区消防組合消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(火災現場等の見分)</p> <p>第15条 消火活動に従事する消防職員（以下「消防隊員」という。）が、活動中における火煙の色、臭い、燃焼音、延焼経路及びその他関係者の言動等を見聞したときは、上級指揮者に報告するとともに、必要に応じて出火出場時における<u>見分調査書</u>（様式第2号）を作成しなければならない。</p> <p><u>（聞き込み状況書）</u></p> <p>第16条 <u>消防隊員は、火災の早期発見者及びその他の関係のある者に迅速かつ的確に聞き込み調査を行い、必要に応じて聞き込み状況書（様式第3号）を作成しなければならない。</u></p> <p>(実況見分)</p>	<p>(火災現場等の見分)</p> <p>第15条 消火活動に従事する消防職員（以下「消防隊員」という。）が、活動中における火煙の色、臭い、燃焼音、延焼経路及びその他関係者の言動等を見聞したときは、上級指揮者に報告するとともに、必要に応じて出火出場時における<u>見分調査書</u>（様式第2号）を作成しなければならない。</p> <p>第16条 <u>削除</u></p> <p>(実況見分)</p>

第17条 調査員は、原則として関係者の立ち会いのもとに火災現場を見分し、火災原因の判定に必要な資料の収集に努めるとともに、実況見分調書（様式第4号）を作成しなければならない。

（鑑識見分）

第18条 調査員は、必要に応じて器具等の鑑識見分を実施した場合は、鑑識見分調書（様式第5号）を作成しなければならない。

（質問調書）

第22条 調査員は、法第32条により知り得た事実のうち、原因の判定に必要と認められる内容については、質問調書（様式第7号）に録取しなければならない。ただし、軽易でかつ将来にわたり物議を醸すおそれのない火災の場合は、聞き込み状況書（様式第3号）でこれに代えることができる。

2 調査員は、前項の質問調書を作成した場合は、その内容を供述者に閲覧又は読み聞かせ、記載事項に誤りがないことを確認し、質問調書に署名を求めるものとする。

3 前項の供述者が署名することができないとき又は拒否したときは、調査員はその旨を質問調書の末尾に記載しておかなければならない。

（通訳人の介助）

第23条 調査員は、質問調書を通訳人の介助を得て作成した場合は、通訳人の介助を得て被質問者に閲覧又は読み聞かせ、記載事項に誤りがないことを確認し、その旨を質問調書の末

第17条 調査員は、原則として関係者の立ち会いのもとに火災現場を見分し、火災原因の判定に必要な資料の収集に努めるとともに、実況見分調査書（様式第4号）を作成しなければならない。

（鑑識見分）

第18条 調査員は、必要に応じて器具等の鑑識見分を実施した場合は、鑑識見分調査書（様式第5号）を作成しなければならない。

（質問調査書）

第22条 調査員は、法第32条により知り得た事実のうち、原因の判定に必要と認められる内容については、質問調査書（様式第7号）に記録しなければならない。

2 調査員は、前項の質問調査書を作成した場合は、その内容を申述した者に閲覧又は読み聞かせ、申述内容及び聴取内容に誤りがないことを確認するものとする。

3 前項の申述した者が記録した内容を確認することができないとき又は否定したときは、調査員はその旨を質問調査書の末尾に記載しておかなければならない。

（通訳人の介助）

第23条 調査員は、質問調査書を通訳人の介助を得て作成した場合は、通訳人の介助を得て申述した者に閲覧又は読み聞かせ、申述内容及び聴取内容に誤りがないことを確認し、その

尾に記載するとともに、供述者及び通訳人の署名を求めるものとする。

(少年等に関する特例)

第24条 少年（18歳未満の者をいう。以下同じ。）の関係する火災の調査を行うにあたっては、少年の将来を考慮し、次の各号に掲げる事項により対処するものとする。

- (1) 少年は現場見分の立会人としてはならない。ただし、心情及びその他諸般の事情により支障ないと認める場合は、この限りでない。
- (2) 少年に対する質問は、立会人のもとで行わなければならない。ただし、立会人を置くことにより事実の供述が得られないと判断されるときは、この限りでない。

2 心神に障害等の状況にある者の関係する火災の調査は、前項の規定を準用する。

(調査書類)

第30条 調査書類は、次の各号に掲げるものを作成するものとする。

- (1) [略]
- (2) 出火出場時における見分調書（様式第2号）
- (3) 聞き込み状況書（様式第3号）
- (4) 実況見分調書（様式第4号）
- (5) 鑑識見分調書（様式第5号）
- (6) 焼損状況記録写真（様式第6号）

旨を質問調査書の末尾に記載するものとする。

(年少者等に関する特例)

第24条 年少者（18歳未満の者をいう。以下同じ。）の関係する火災の調査を行うにあたっては、年少者の将来を考慮し、次の各号に掲げる事項により対処するものとする。

- (1) 年少者は現場見分の立会人としてはならない。ただし、心情及びその他諸般の事情により支障ないと認める場合は、この限りでない。
- (2) 年少者に対する質問は、保護者等の立会いのもとで行わなければならない。ただし、立会いがいることにより自由な申述が得られないと判断されるときは、この限りでない。

2 心神に障がい等の状況にある者の関係する火災の調査は、前項の規定を準用する。

(調査書類)

第30条 調査書類は、次の各号に掲げるものを作成するものとする。

- (1) [略]
- (2) 出火出場時における見分調査書（様式第2号）
- (3) 実況見分調査書（様式第4号）
- (4) 鑑識見分調査書（様式第5号）
- (5) 焼損状況記録写真（様式第6号）

(7) 質問調査書 (様式第7号)

(8) 火災原因判定書 (様式第8号)

(9) 損害算定書 (様式第10号)

ア～カ [略]

(10) 損害調査書 (様式第11号)

(11) 死者調査書 (様式第12号)

(12) 負傷者調査書 (様式第12号の2)

(13) 平面図及び現場復元図

(14) その他火災原因の判定、損害額の認定の根拠となった資料等

2 [略]

様式第1号

年 月 日

消防長 様

(予防課長又は消防署長)

(氏名)

㊟

火 災 調 査 書

火災番号

[略]

[略]

[略]

気 象	天 気	風 向	風 速	気 温	相対湿度	積 雪	火災警報
	()	()	m/s	℃	%	cm	()
	注意報警報等						
	[略]						

(6) 質問調査書 (様式第7号)

(7) 火災原因判定書 (様式第8号)

(8) 損害算定書 (様式第10号)

ア～カ [略]

(9) 損害調査書 (様式第11号)

(10) 死者の調査書 (様式第12号)

(11) 負傷者の調査書 (様式第12号の2)

(12) 平面図及び現場復元図

(13) その他火災原因の判定、損害額の認定の根拠となった資料等

2 [略]

様式第1号

年 月 日

消防長 様

(予防課長又は消防署長)

(氏名)

火 災 調 査 書

火災番号

[略]

[略]

[略]

気 象	天 気	風 向	風 速	気 温	相対湿度	積 雪	火災警報
	()	()	m/s	℃	%	cm	()
	注意報警報等						
	[略]						

生年月日・電話 _____ 年 月 日生 (歳)	
火元との関係	
表記の火災について、上記の者から次のとおり聞き込みました。	
年 月 日	
所 属	
階級・氏名 _____ (印)	
日 時	年 月 日 時 分開始
	年 月 日 時 分終了
聞き込み場所	

様式第4号 (第17条関係)

		火災番号
実 況 見 分 調 査 書 (第 回)		
表記の火災について、関係者の承諾を得て、り災状況を明らかにするため、次のとおり見分した。 年 月 日		
所 属		
階級・氏名 _____ (印)		
日 時	年 月 日 時 分開始	
	年 月 日 時 分終了	
場 所		
物 件		
立 会 人		

様式第4号 (第17条関係)

		火災番号
実 況 見 分 調 査 書 (第 回)		
表記の火災について、関係者の承諾を得て、り災状況を明らかにするため、次のとおり見分した。 年 月 日		
所 属		
階級・氏名 _____ (印)		
見 分 日 時	年 月 日 時 分開始	
	年 月 日 時 分終了	
場 所		
物 件		
立 会 人		

様式第 5 号 (第18条関係)

火災番号				
<u>鑑 識 見 分 調 査 書</u> (第 回)				
表記の火災について、関係者の承諾を得て、り災状況を明らかにするため、次のとおり見分した。 年 月 日				
所 属 階級・氏名 ㊟				
日	時	年 月 日	時 分	開始
		年 月 日	時 分	終了
見分実施場所				
物 件				
立 会 人				

様式第 7 号 (第22条関係)

火災番号	
<u>質 問 調 査 書</u>	
住 所 職業 (職) ・氏名 <small>フリガナ</small> 生年月日・電話 年 月 日生 (歳)	
年 月 日に _____ で発生した火災について、上記の者に質問したところ、任意に次のとおり <u>供述</u> した。 所 属 階級・氏名 ㊟	

様式第 5 号 (第18条関係)

火災番号			
<u>鑑 識 見 分 調 査 書</u> (第 回)			
表記の火災について、関係者の承諾を得て、り災状況を明らかにするため、次のとおり見分した。 年 月 日			
所 属 階級・氏名			
見 分 日 時	年 月 日	時 分	開始
	年 月 日	時 分	終了
見分実施場所			
物 件			
立 会 人			

様式第 7 号 (第22条関係)

火災番号	
<u>質 問 調 査 書</u>	
住 所 職業 (職) ・氏名 <small>フリガナ</small> 生年月日・電話 年 月 日生	
表記の火災について、上記の者に質問したところ、任意に次のとおり <u>申述</u> した。 所 属 階級・氏名	

日 時	年 月 日 時 分開始
	年 月 日 時 分終了
質問場所	

聴取日時	年 月 日 時 分開始
	年 月 日 時 分終了
聴取場所	
聴取方法	<input type="checkbox"/> 立会い <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他 ()

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第8号及び様式第10号から様式11号中「㊤」を削る。

改正前		改正後	
様式第12号		様式第12号	
火災番号		火災番号	
<u>死者調査書</u>		<u>死者の調査書</u>	
表記の火災について、死者を次のとおり調査した。		表記の火災について、死者を次のとおり調査した。	
年 月 日		年 月 日	
所 属		所 属	
階級・氏名		階級・氏名	
㊤			
死者番号		死者番号	
火災種別		出火者	
	火元・類焼		
[略]		[略]	
様式第12号の2		様式第12号の2	
火災番号		火災番号	

負傷者調査書

表記の火災について、負傷者を次のとおり調査した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

㊟

負傷者番号

住 所

電 話 番 号

[略]

様式第21号（第26条関係）

年 月 日

北上地区消防組合
（消防長又は消防署長） 様

住所
氏名

㊟

資 料 返 還 受 領 書

（任意資料提出承諾・資料提出命令）により、 年 月 日に貴職
へ提出した次の資料の返還を受け、受領しました。

記

※受領者氏名を自署したときは、押印を省略することができる。

様式第23号（第27条関係）

年 月 日

負傷者の調査書

表記の火災について、負傷者を次のとおり調査した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

負傷者番号

住 所

電 話 番 号

[略]

様式第21号（第26条関係）

年 月 日

北上地区消防組合
（消防長又は消防署長） 様

住所
氏名

資 料 返 還 受 領 書

（任意資料提出承諾・資料提出命令）により、 年 月 日に貴職
へ提出した次の資料の返還を受け、受領しました。

記

様式第23号（第27条関係）

年 月 日

<p>北上地区消防組合 (消防長又は消防署長) 様</p> <p>住所 氏名 <u>印</u></p> <p>鑑 定 承 諾 書</p> <p>火災調査のため、次のものについて鑑定することを承諾します。なお、 鑑定終了後は(返還・処分)してください。</p> <p>記</p> <p><u>※承諾者氏名を自署したときは、押印を省略することができる。</u></p>	<p>北上地区消防組合 (消防長又は消防署長) 様</p> <p>住所 氏名</p> <p>鑑 定 承 諾 書</p> <p>火災調査のため、次のものについて鑑定することを承諾します。なお、 鑑定終了後は(返還・処分)してください。</p> <p>記</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和5年4月1日以降に覚知した火災から施行する。